

第 1 期美里町自死対策計画（案）

令和 2 年 月

美里町

はじめに

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の目標	
第2章 美里町の自死の状況	3
1 自殺者数・自殺死亡率の年次推移	
2 性別、年齢別の状況	
3 有職無職別、同居別居別の状況	
4 原因・動機別の状況	
5 美里町の自死の主な特徴と支援が優先されるべき対象群	
6 住民の悩みやストレス、こころの状態の状況	
（1）国民生活基礎調査結果	
（2）町民健康調査結果	
第3章 いのち支える自死対策の取組	9
1 5つの基本施策	
（1）地域におけるネットワークの強化	
（2）自殺対策を支える人材育成の強化	
（3）住民への啓発と周知	
（4）生きることの促進要因への支援	
（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
2 重点施策	
（1）働き盛り世代対策	
（2）高齢者対策	
（3）生活困窮者対策	
3 生きる支援関連施策	
第4章 自死対策の推進体制等	16
1 推進体制	
2 主な評価指標と検証・評価	
【資料】	
○生きる支援関連事業一覧	
○自殺対策基本法	

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

わが国の自死の状況は、平成 18（2006）年 10 月に自殺対策基本法（平成 18 年 6 月 21 日法律第 85 号）が施行されて以降、自死は「個人の問題」ではなく「社会の問題」とであると広く認識されるようになり、国を挙げて自死対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を挙げているものの、それでも毎年 2 万人を超える方々が自死されています。

平成 28（2016）年に自殺対策基本法の一部が改正され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携による総合的な自死対策の実施が法の基本理念に加えられるとともに、自死対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自死対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「生きる支援」に関連する事業により全庁的な取組として自死対策を推進し、「誰も自死に追い込まれることのない美里町」を実現することを目的として美里町自死対策計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、自死遺族の方への配慮として、法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、関係する保健、医療、福祉、消費生活、教育、労働等関係する施策や個別計画との調和を図りながら、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定による「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

なお、健康増進法第 8 条第 2 項の規定に基づき策定した美里町健康増進計画（健康みさと 21）における重点項目「こころの健康づくり」の推進を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和8年度までとしますが、美里町健康増進計画（健康みさと21）の第2期計画最終年度にあたる令和3年度に、本計画の見直しを行います。

なお、計画期間中、法制度の大幅な改正並びに自死対策をめぐる状況の変化を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すものとします。

（図1）計画期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
美里町総合計画・美里町総合戦略 (平成28～令和2年度)											
美里町健康増進計画(健康みさと21) (平成24～令和3年度)											
美里町自死対策計画 (令和2年度～8年度)											

4 計画の目標

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、平成38年までに平成27年と比べて自殺死亡率（人口10万対）を30パーセント以上減少させることを目標として定めました。

美里町においては、その実現に向けて「誰も自死に追い込まれることのない美里町」を目指します。

第2章 美里町の自死の状況

使用する統計データについて

自殺者数に関する主要統計としては、厚生労働省による「人口動態統計」と警察庁による「自殺統計」の2種類があります。

《両統計の相違点》

- ・調査対象について、人口動態統計は日本における日本国籍を有する者を、自殺統計は総人口（日本における日本国籍を有さない者を含む。）を対象としています。
- ・調査時点について、人口動態統計は住所地を基に死亡時点で、自殺統計は発見地を基に発見（認知）時点で計上しています。

地域自殺実態プロファイルについて

厚生労働省及び自殺総合対策推進センターが、主に平成25年から平成29年の自殺統計及び住民基本台帳に基づく人口と国勢調査を用いて、性別や年代等の項目毎に自殺者数を集計した資料を指します。

1 自殺者数・自殺死亡率の年次推移

美里町における自死の状況は、自殺統計による平成25年から平成29年までの平均自殺率（人口10万対）は、全国（18.5）や宮城県（19.6）より高くなっております。

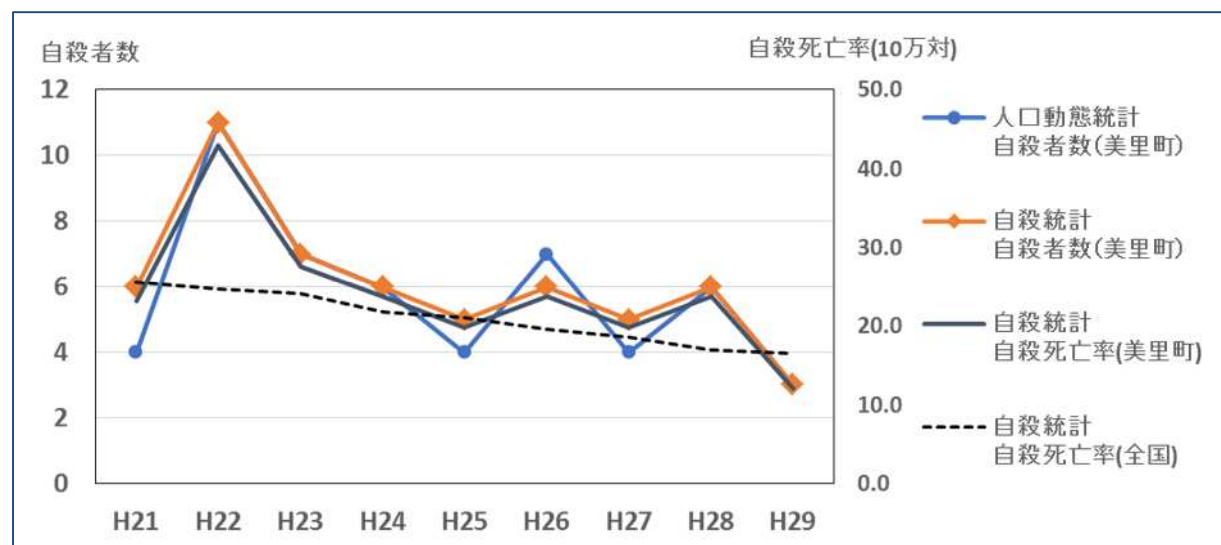
ただし、美里町の人口規模や自殺者数の状況により、自殺者1人の増減により自殺率が変動する状況にあります。

（表1）美里町の自死の概要

	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地)	5	6	5	6	3	25	5.0
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	19.8	23.8	19.8	23.8	12.0	-	19.9
人口動態統計 自殺者数	4	7	4	6	3	24	4.8

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

（図2）長期的な推移



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

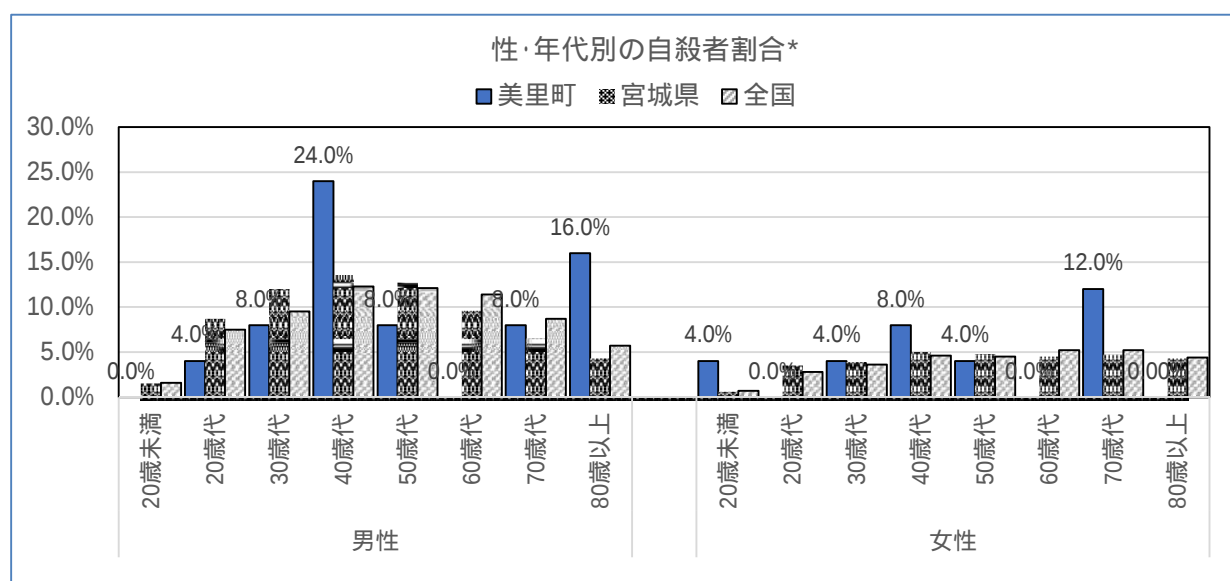
2 性別、年齢別の状況

美里町の自殺者数及び自殺死亡率は全年齢階級において男性が女性を上回っており、宮城県や全国と同様の傾向となっています。

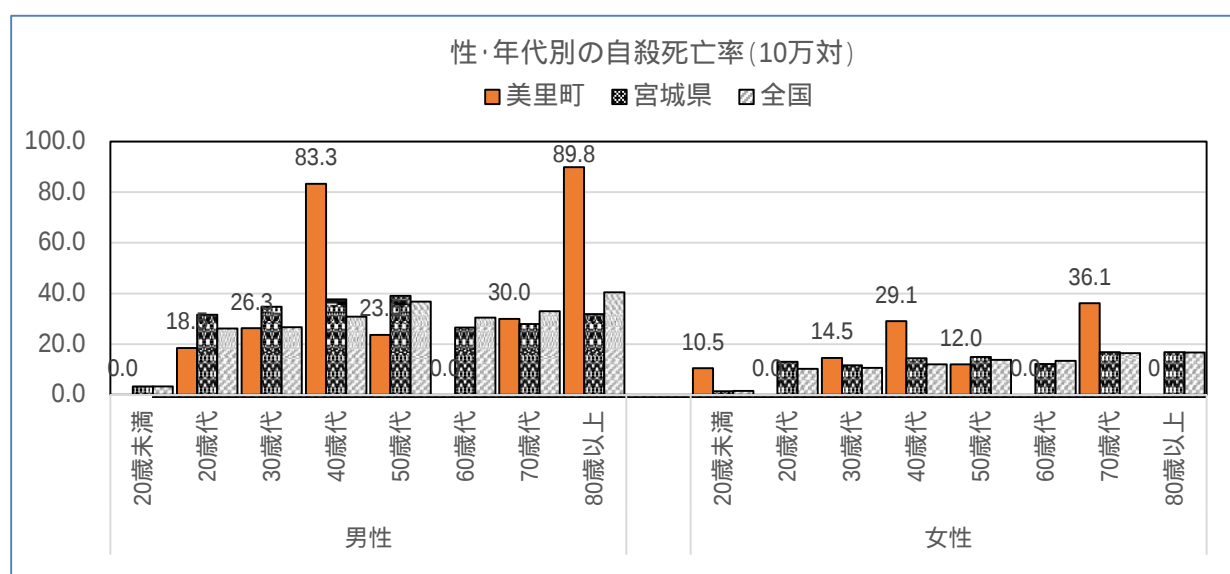
男性の自殺者数全体に占める年代別の割合は、40歳代が最も高く、次いで80歳以上となっています。自殺死亡率については、80歳以上が最も高くなっています。

女性の自殺者数全体に占める年代別の割合は、70歳代が最も高く、次いで40歳代となっています。自殺死亡率についても、70歳代が最も高くなっています。

(図3) 性・年代別の自殺者数割合及び自殺死亡率 (H25～H29平均)



*全自殺者に占める割合を示す



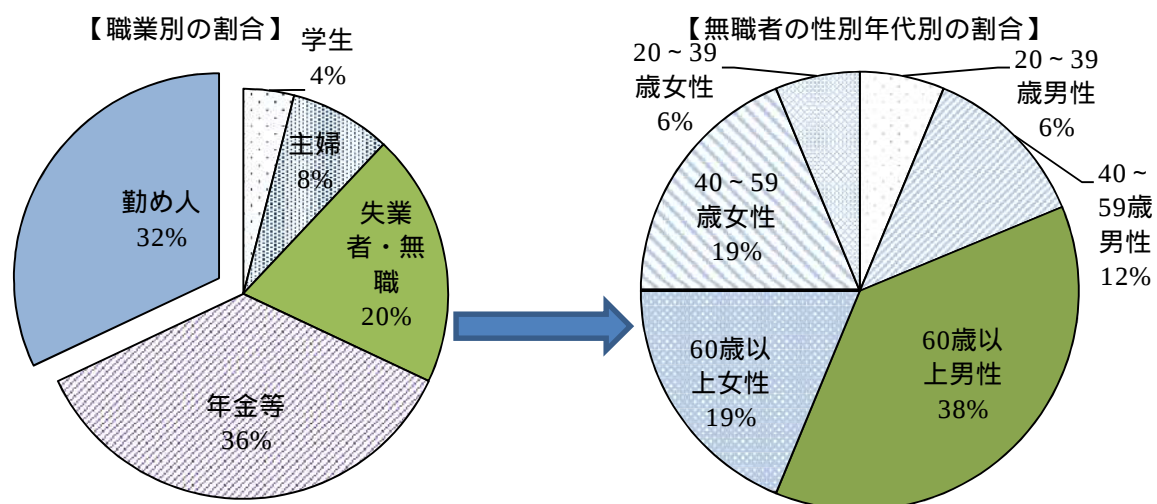
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

3 職業別の状況

有職、無職の割合は、約 7 割が無職者であり、職業別の割合では、年金等の割合が高く、次いで有職者の被雇用者・勤め人の割合が高くなっています。有職者の全員が 60 歳未満の男性となっています。

無職者の性別年代別の割合は、60 歳以上の男性が最も多く、次いで 60 歳以上の女性、40 歳～59 歳女性となっています。

(図 4) 有職、無職別の自死の割合 (H25～H29 合計)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

(表 2) 60 歳以上の自死の内訳 (H25～H29 合計)

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		宮城県割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	20.8%	7.3%	17.1%	10.8%
	70 歳代	0	2	0.0%	22.2%	14.8%	4.3%	15.1%	6.3%
	80 歳以上	4	0	44.4%	0.0%	10.0%	2.7%	10.4%	3.6%
女性	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	10.1%	3.1%	9.7%	3.2%
	70 歳代	3	0	33.3%	0.0%	10.9%	3.0%	9.1%	3.8%
	80 歳以上	0	0	0.0%	0.0%	10.4%	2.3%	7.4%	3.5%
小計		7	2						
合計		9		100%		100%		100%	

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

(表 3) 有職者の自死の内訳 (H25～H29 合計)

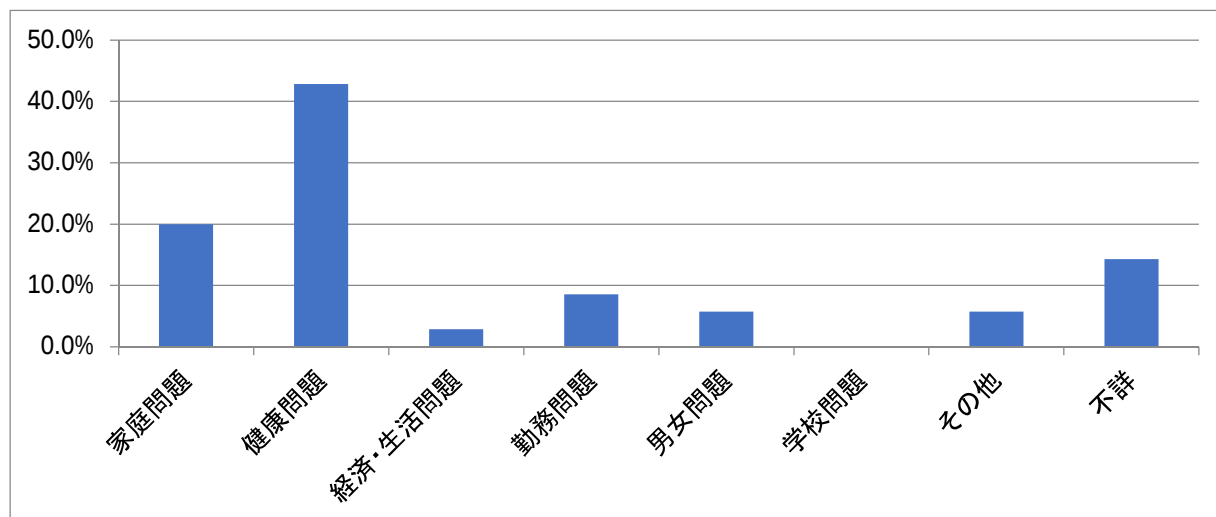
職業	自殺者数	割合	宮城県割合	全国割合
自営業・家族従業者	0	0.0%	20.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	8	100.0%	80.0%	79.7%
合計	8	100.0%	100.0%	100.0%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

4 原因・動機別の状況

原因・動機別では、「健康問題」と「家庭問題」が多く、次いで「勤務問題」の順に多くなっています。

（図5）原因・動機別の割合（平成25年～平成29年累計値）



出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地）より美里町作成
自殺統計では、原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数は一致しない。

自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中でおきている。

5 美里町の自死の主な特徴と支援が優先されるべき対象群

地域自殺実態プロファイルにおける平成25年から平成29年までの5年間の分析では、表4のとおり「男性40歳から59歳の同居者あり有職者」の自死者数が最も多く、次いで「男性60歳以上の同居者あり無職者」、「女性60歳以上の同居者あり無職者」と続き、上位5区分が美里町の自死の特徴として示されました。

また、美里町において推奨される重点施策として「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」の上位3区分について支援の必要性について示されています。

（表4）美里町の自死の主な特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)
1位:男性40～59歳有職同居	5	20.0%	38.9
2位:男性60歳以上無職同居	4	16.0%	36.1
3位:女性60歳以上無職同居	3	12.0%	14.8
4位:男性40～59歳無職同居	2	8.0%	173.5
5位:男性60歳以上無職独居	2	8.0%	162.2

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」
*自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計

6 住民の悩みやストレス、こころの状態の状況

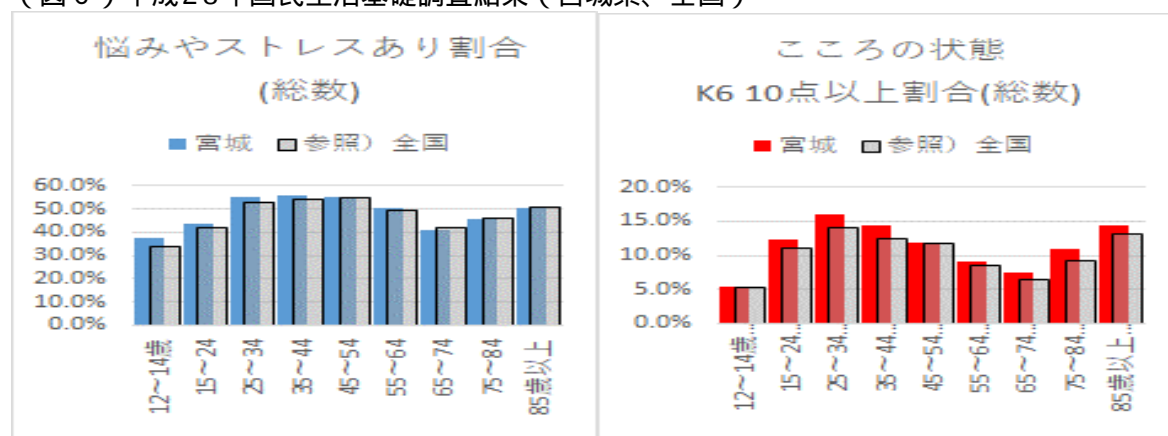
ストレスは誰もが感じている身近なもので、避けられませんが、適切に対処されていないと状況がさらに悪くなり、精神疾患をはじめとした様々な病気に移行する危険があります。

(1) 国民生活基礎調査結果（県・全国）

こころの状態（K6 10点以上の割合）においては、宮城県は全ての年齢区分で全国より高い数値が現れています。

K6は、国民生活基礎調査で用いられる、うつ・不安障害に対するスクリーニングであり、6項目24点満点で、点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられています。10点以上は、うつ・不安障害が疑われるとされています。

（図6）平成28年国民生活基礎調査結果（宮城県、全国）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

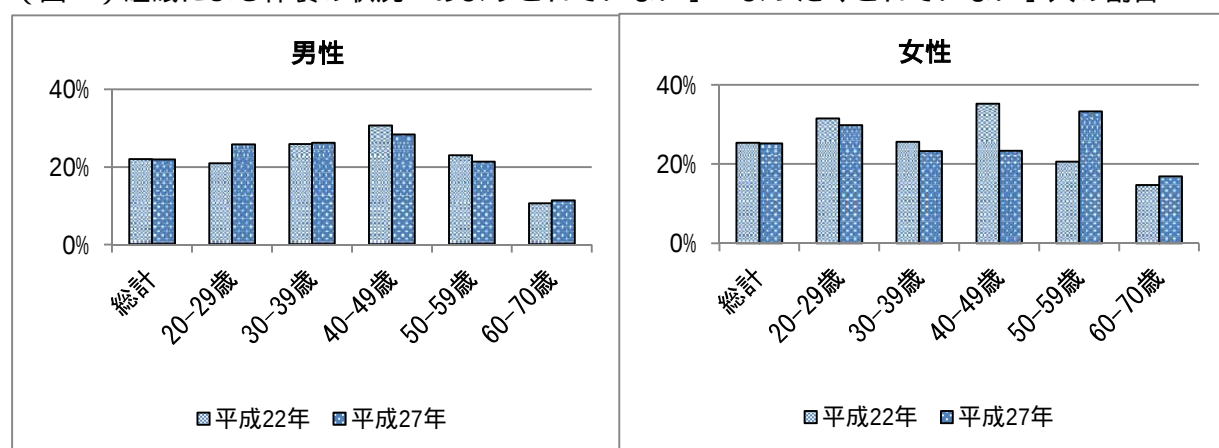
本項目については市町村別の全国的な調査は行われていないため、参考として都道府県—21大都市別及び全国の年齢（10歳階級）別結果を掲載しています。

(2) 町民健康調査の結果

睡眠により休養がとれないと感じている人は40歳代の男性、50歳代の女性が高く、ストレスが多いと感じている人は、40歳代の男性、20歳代から40歳代の女性が高い状況にあります。

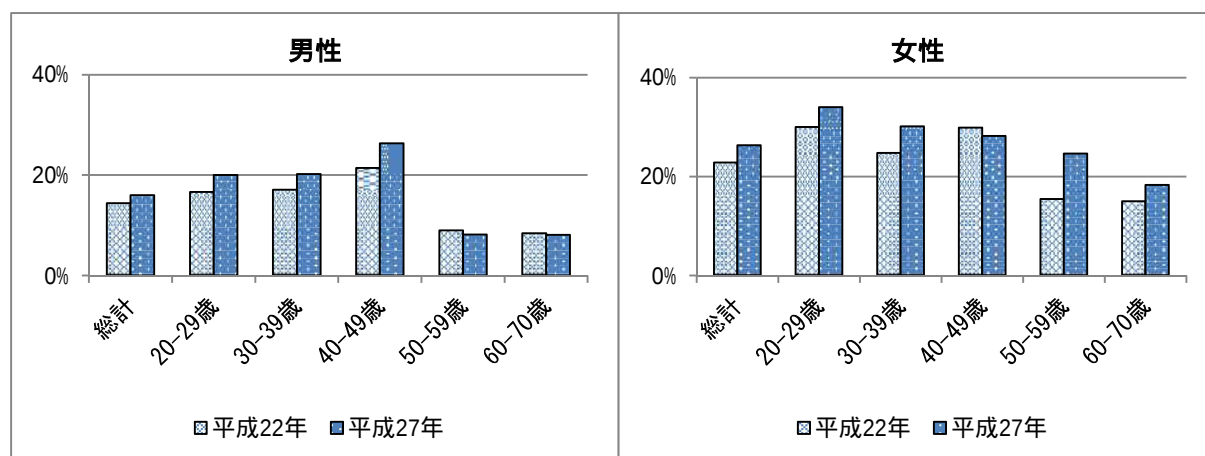
悩みなどを気軽に相談できる相手がいると答えた人は、全体で65.3%でしたが、女性よりも男性が低い状況にあります。

（図7）睡眠による休養の状況「あまりとれていない」「まったくとれていない」人の割合



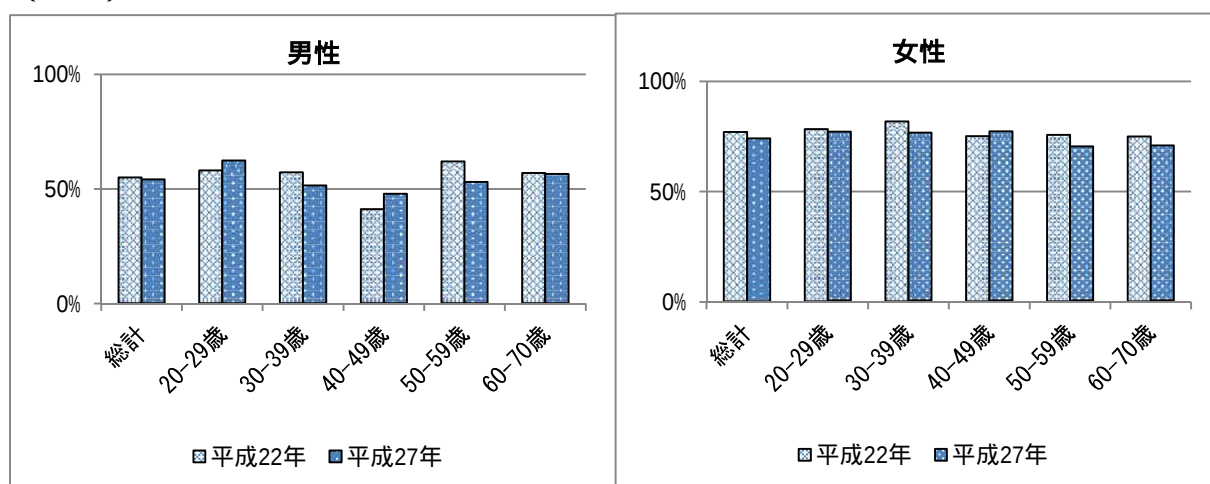
出典：平成27年度美里町町民健康調査

(図8) ストレスの状況「おおいにあった」人の割合



出典：平成27年度美里町町民健康調査

(図9) 悩みを気軽に相談できる相手がいる人の割合

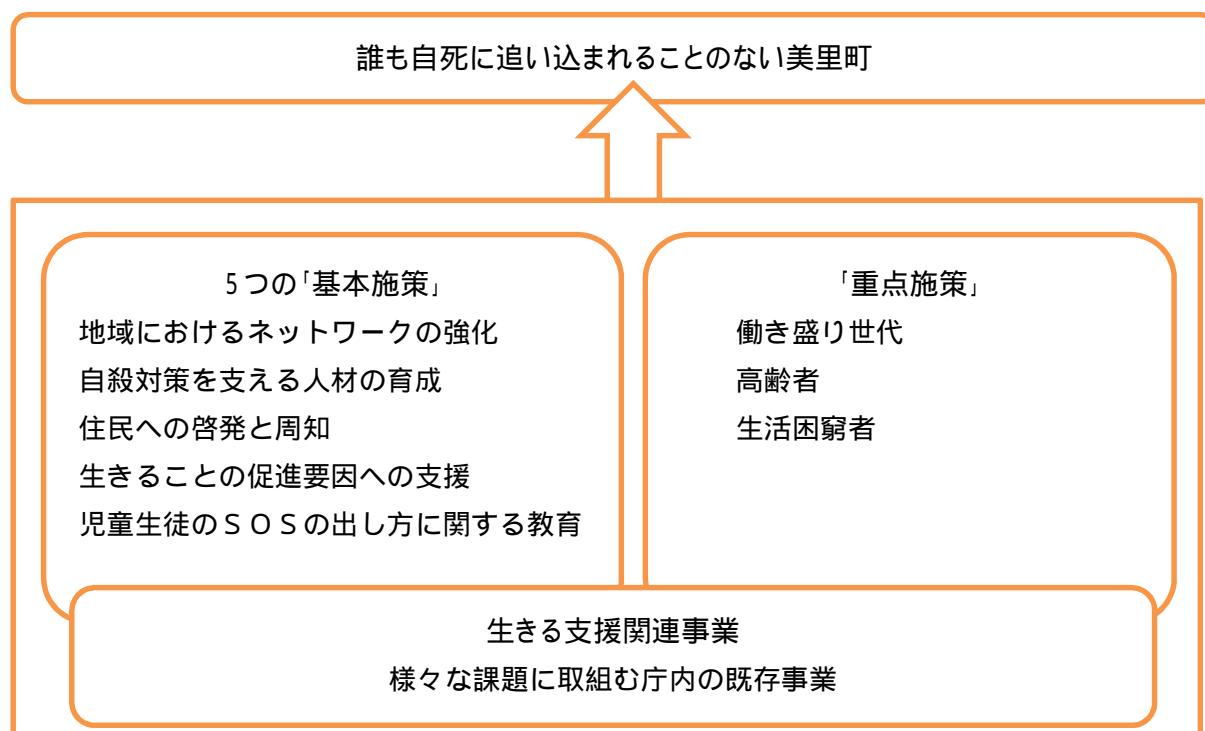


出典：平成27年度美里町町民健康調査

第3章 いのち支える自死対策の取組

自死対策の推進のために、国が定める「地域自殺対策パッケージ」として全ての自治体で取り組むことが望ましいとする「基本施策」と、美里町の自死の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルで示された「重点施策」を組み合わせ、いのちを支える取組を推進していきます。

また、全庁的な取組として庁内の既存事業を「生きる支援」と位置付けて、自死対策を推進していきます。



1 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死の多くは、健康問題、経済的な問題、人間関係など様々な要因が関係しているものであり、追い込まれた末の死です。自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自死を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。包括的な取組を実施するため、様々な分野と連携を図りネットワークの強化を進めます。

主な取組
○ 地域における連携・ネットワークの構築 ・ 健康づくり推進協議会 ・ 地域連携推進会議 ・ (仮称) 自死対策連携会議 ・ 生活支援体制整備事業

- 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
 - ・ 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・ 美里町地域自立支援協議会
 - ・ 要保護児童対策地域協議会
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会

(2) 自殺対策を支える人材育成の強化

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

主な取組
○ 住民に対する研修による人材育成 ・ ゲートキーパー養成講座の実施
○ さまざまな職種を対象とする研修の実施 ・ 町職員を対象とした研修等の実施 ・ 民生委員・児童委員、健康協力員等を対象としたこころの健康に関する研修の実施 ・ 認知症サポーター養成講座の開催

(3) 住民への啓発と周知

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。自分の周りにいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自死対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

主な取組
○ 相談窓口に関する情報の提供 ・ 相談窓口の周知
○ 自死予防に関する情報の提供 ・ 広報・ホームページによる情報発信、啓発活動 ・ 自死予防リーフレット・啓発グッズの配布 ・ 住民向けこころの健康づくり講座等の開催

(4) 生きることの促進要因への支援

自死対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより自死のリスクを低下させる必要があります。「生きることの促進要因」への支援につながる様々な取組を進めます。

主な取組
○ 相談体制の整備 ・ 精神保健相談 ・ 生活における困りごと相談（健康・子育て・介護・生活困窮・DV・就労等）
○ 健康づくりの推進 ・ 各種がん検診、健康診査 ・ 健康相談、訪問指導事業 ・ 生涯学習講座事業
○ 社会参加の推進及び居場所づくり活動 ・ 地域活動支援センター事業（障害者やひきこもり等への支援） ・ 老人クラブ支援事業、介護予防・日常生活支援事業 ・ 子育て支援センター、児童館事業

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

主な取組
○ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 ・ 児童生徒に対し、命を大切にし、心の健康に関する教育の実施 ・ 児童生徒の出したSOSについて、教職員等の大人が気付く感度を高めるための取組 ・ 人権の花運動等、人権教育・道徳教育の充実 ・ デートDV等に関するリーフレット配布
○ 早期発見に向けた取組 ・ いじめ防止・不登校対策等事業 （青少年教育相談員・スクールソーシャルワーカーの配置）

2 重点施策

(1) 働き盛り世代対策

平成 25 年から平成 29 年までの美里町の自死者の内、勤め人などの有職者は 32%で、その全員が 60 歳未満の男性となっています。

美里町民の就業者の内、57.4%が他市町村で従業しています。また、美里町内の事業所等に勤めている従業者の 42.3%が他市区町村に住んでいる人となっています(出典:平成 27 年国勢調査)。美里町内の事業所の 97.5%は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員 50 人未満の事業所となっています。町としても、職域や産業保健と協力しながら包括的な支援が届くよう体制づくりに取り組んでいきます。

基本施策	主な取組
(1) ネットワークの強化	○ 関係機関との連携 ・ 民生委員児童委員協議会
(2) 人材の育成	○ 「気づき」と見守りの人材育成 ・ ゲートキーパー養成研修の実施
(3) 啓発と周知	○ 相談窓口やこころの健康づくりに関する情報提供 ・ 広報、ホームページへの各種相談窓口掲載 ・ 住民向けこころの健康づくり講座等の実施 ・ 職場におけるメンタルヘルス研修
(4) 生きる促進要因の支援	○ 相談体制の整備 ・ 精神保健相談 ・ 各種相談窓口の設置(健康、子育て、DV等) ○ 健康づくりの推進 ・ 健康診査、各種がん検診の実施 ・ 事業所健診 ・ 職場のストレスチェック ・ 産後うつ等スクリーニングの実施 ・ 生涯学習講座事業

(2) 高齢者対策

平成 25 年から平成 29 年までの美里町の自死者のうち、60 歳以上の割合は 36 % となっています。

自殺実態白書 2013 を参考に作成された「背景にある主な自死の危機経路(全国的な傾向)」によると、高齢者の場合は、身体疾患の悩みや社会的役割の喪失感、介護の疲れや悩みなどが背景にあるといわれています。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいという課題もあることから、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう包括的な支援を推進していきます。

基本施策	主な取組
(1) ネットワークの強化	○ 包括的な支援のための連携の推進 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業 ・ 地域包括ケア会議 ・ 民生委員児童委員協議会
(2) 人材の育成	○ 地域、家族による「気づき」と見守り体制の充実 ・ 認知症サポーター養成講座の開催 ・ 多職種参加の研修会の実施
(3) 啓発と周知	○ 相談窓口やこころの健康づくりに関する情報提供 ・ 広報、ホームページへの各種相談窓口、高齢者福祉事業掲載 ・ 介護予防普及啓発事業 (パンフレット配布、地域における介護予防講話等) ・ 家族介護者交流会 ・ 認知症カフェ
(4) 生きる促進要因の支援	○ 高齢者の健康不安や介護に対する支援 ・ 介護相談、健康相談 ・ 認知症初期集中支援事業 ・ 家族介護支援事業(高齢者紙おむつ等支給事業) ○ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防 ・ 老人クラブ支援事業 ・ 高齢者自立支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、外出支援事業、配食サービス事業) ・ ひとり暮らし老人等見守り支援事業

(3) 生活困窮者対策

平成 25 年から平成 29 年までの美里町の自死者の内、無職者は 68 %で、その内 43 %が 60 歳未満の年代となっています。

働き盛り世代の無職者は、離職や長期失業など就業や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあり、経済的困窮に加え社会から孤立しやすい傾向があると言われています。生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業等と連動した包括的な支援に取り組んでいきます。

基本施策	主な取組
(1) ネットワークの強化	○ 多分野多機関のネットワークの構築 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 地域連携推進会議 ・ 美里町地域自立支援協議会 ・ 民生委員児童委員協議会
(2) 人材の育成	○ 「気づき」と見守りの人材育成 ・ ゲートキーパー養成研修の実施
(3) 啓発と周知	○ 相談窓口やこころの健康づくりに関する情報提供 ・ 広報、ホームページへの各種相談窓口掲載 ・ 住民向けこころの健康づくり講座等の実施 ・ 消費生活に関する出前講座
(4) 生きる促進要因の支援	○ 生活における困りごと相談体制の整備 ・ 生活保護に関する相談 ・ 無料法律相談 ・ 人権相談 ・ 消費生活相談 ・ 障害者相談支援事業 ○ 生活困窮を抱えた者に対する個別支援 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 生活安定支援事業 ○ 居場所づくりや見守り活動等 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ ひとり親家庭交流事業

3 生きる支援関連事業

庁内各課で取り組む既存事業を自死対策の視点からとらえ直し、基本施策及び重点施策に基づく「生きる支援」と位置付けて自死対策を推進していきます。

庁内各課の事業等で住民と関わる際に、職員一人ひとりが、悩んでいる人に『気づき』、話を『聞き』、必要に応じて関係者に『つなぐ』役割を担い、包括的な取組としていきます。

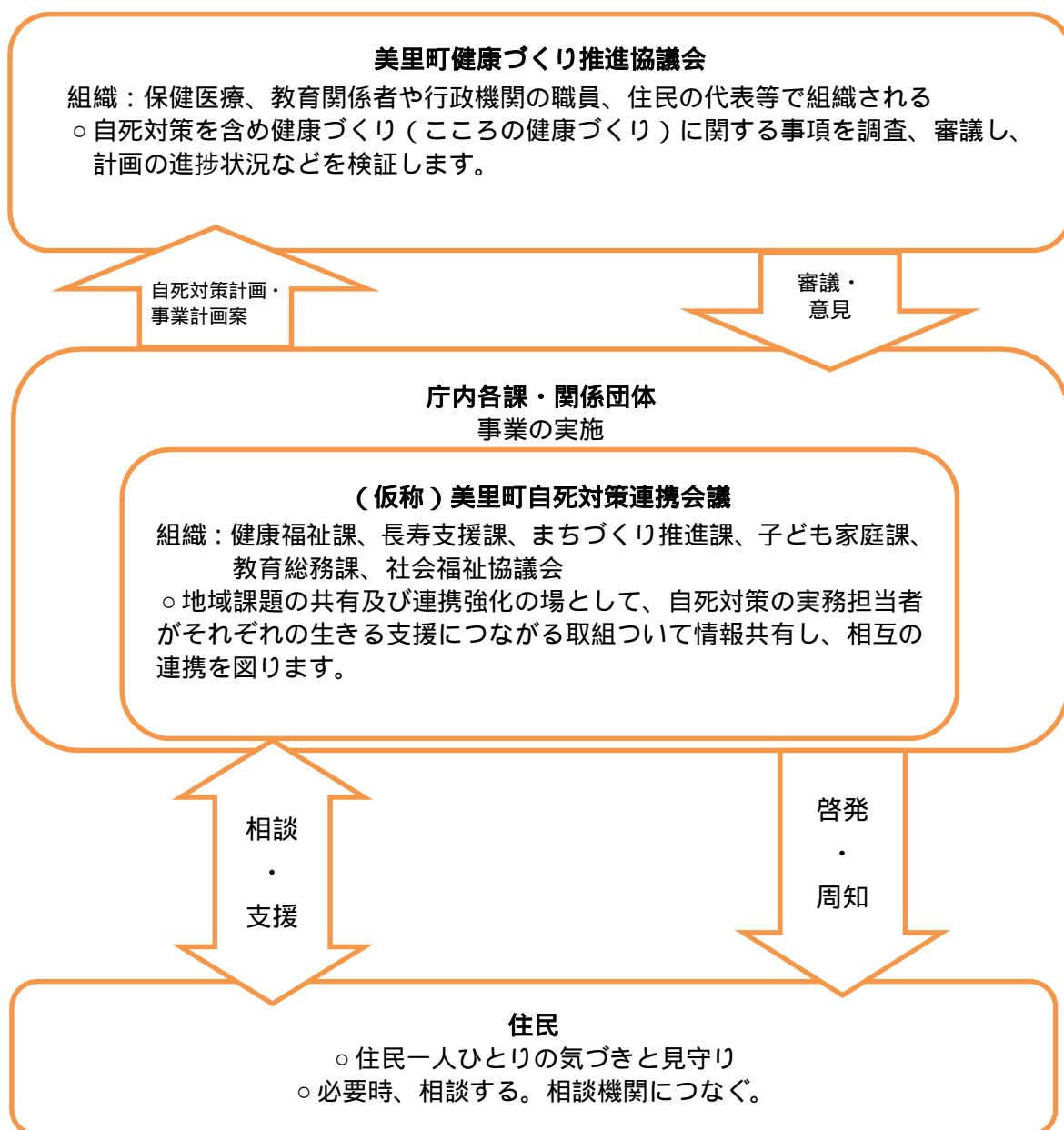
第4章 自死対策の推進体制等

1 推進体制

自死対策は、町民、地域、関係機関、企業、学校、行政等が相互に連携し、協働して取り組むことが必要です。

本町では、庁内における自死対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画する「（仮称）美里町自死対策連携会議」により、計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業、取組を着実に推進します。

また、行政や関係機関等で構成する「美里町健康づくり推進協議会」において自死対策を含めた健康づくり（こころの健康づくり）に関する事項を調査、審議し、本計画の取組を推進します。



2 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な指標目標は次のとおりとし、毎年度、進捗状況を検証・評価して、P D C A サイクルにより計画を推進していきます。

本計画の最終年度に本計画の目標である『誰も自死に追い込まれることのない美里町』に対する評価を行い、美里町健康づくり推進協議会に報告の上、その後の計画策定を行います。

○評価指標

基本施策	指標の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
(1) ネットワークづくり	(仮称) 自死対策連携会議の実施	未実施	年1回
(2) 人材の育成	ゲートキーパー養成講座実施数	年1回	年2回
(3) 啓発と周知	相談機関一覧の設置箇所	未設置	10か所
(4) 促進要因への支援	気軽に相談できる人がいる割合 (町民健康調査より)	65.3% (H27年度)	100%
(5) SOS の出し方教育	町内小中学校での SOS の出し方 教育の実施(いずれかの学年)	未実施	年1回

【 資 料 】

- 生きる支援関連事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○ 生きる支援関連事業一覧

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関	
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者		
基本施策(1)地域におけるネットワークの強化												
1	健康づくり推進協議会	保健医療、教育関係者や行政機関の職員、住民の代表等で組織される協議会であり、自死対策を含め健康づくり(こころの健康づくり)に関する事項を調査、審議し、計画の進捗状況などを検証します。	●								健康福祉課	
2	地域連携推進会議	定期的に地域課題の共有及び連携強化の場として、地域住民による支え合いと連動した地域包括支援体制の構築に向けて検討します。	●					●	●	●	健康福祉課 長寿支援課 まちづくり推進課 社会福祉協議会	
3	(仮称)自死対策連携会議	自死対策の実務担当者で構成される(仮称)自死対策連絡会議を開催し、それぞれの生きる支援につながる取組について情報共有と相互の連携に努めます。	●					●	●	●	健康福祉課 長寿支援課 まちづくり推進課 子ども家庭課 教育総務課 社会福祉協議会	
4	生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体による定期的な情報共有及び連携強化、資源開発等、支え合いのあり方を検討します。	●	●	●				●	●	長寿支援課 社会福祉協議会	
5	在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域において最後まで生活できるような地域づくりのため、介護や医療など多職種の関係機関と連携を図ります。	●		●				●		長寿支援課	
6	地域ケア会議	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	●						●		長寿支援課	
7	要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童、特定妊婦等の早期発見や適切な支援が図られるよう関係機関と連携を図ります。	●					●			子ども家庭課	
8	美里町地域自立支援協議会	障害者等の自立生活を支援するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し定期的に協議を行います。	●							●	健康福祉課	
9	いじめ防止対策委員会	小中学校におけるいじめ防止等のために必要となる対策について調査審議し、児童生徒の健全な育成を図ります。	●					●			教育総務課	
10	民生委員・児童委員協議会	民生委員児童委員同士の連携を図るとともに、困難な課題を抱える世帯への支援方法等について検討し、地域福祉の推進に向け活動します。	●						●	●	●	健康福祉課

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
基本施策(2)自殺対策を支える人材育成の強化											
1	ゲートキーパー養成講座	自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて。必要な支援につなげ、見守るなど適切な対応を図ることができるよう研修を行います。		●				●		●	健康福祉課
2	認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、介護負担によるリスクの気づき、つなぎ役としての役割を担うよう、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。		●				●	●		長寿支援課
3	民生委員・児童委員研修	地域での社会的弱者の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を図ります。職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に向け研修を行います。		●				●	●	●	健康福祉課
4	健康協力員研修	町が実施する保健福祉事業への協力と自主的な活動、また生活習慣病予防等の研修を通して、地域の健康づくりを推進する役割を担います。		●				●	●		健康福祉課
5	町職員研修	庁内の窓口業務や相談、徴収業務等により対応した住民の自死の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができるよう研修します。		●				●	●	●	総務課
6	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等の社会参加を促進できるよう、手話語らいと手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修を行います。		●							健康福祉課
7	くらしのサポーター養成講座	暮らしの中の課題等に気づき、必要な支援につなぐ、又は多様な主体と連携して課題解決へ活動していけるサポーターを養成します。		●				●	●	●	社会福祉協議会
8	福祉教育サポーター養成講座	福祉・防災教育に関する知識や技術を身につけ、教育現場や地域で活動していけるサポーターを養成します。		●				●	●	●	社会福祉協議会

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
基本施策(3)住民への啓発と周知											
1	こころの健康づくり講座	自死と精神疾患との関係や、メンタルセルフケアの方法等、こころの健康に関する正しい知識の理解を深めるための講座を開催します。			●			●	●	●	健康福祉課
2	健康教育・健康相談	地区で行う健康教室やサロン等において、生活習慣病予防や介護予防、こころの健康づくり等自死予防に関する健康教育を行うとともに、相談内容に応じた相談機関等の周知を図ります。			●			●	●		健康福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
3	広報紙・ホームページを通じた 広報活動	町や社会福祉協議会の広報紙やホームページに自死対策に関する情報や各種相談窓口を掲載し、自死予防の啓発を図ります。			●			●	●	●	総務課 社会福祉協議会
4	リーフレット・啓発グッズの作成 と配布事業	研修の機会や相談窓口等で自死予防に関するリーフレット等を配布します。			●			●	●		健康福祉課 他、イベント時
5	メンタルヘルス研修	町職員を対象に行うメンタルヘルス研修会を開催し、メンタルヘルスに関する基本的な知識、セルフケア等の啓発を図ります。			●			●			総務課
6	在宅医療・介護連携推進啓発 講演会	介護や医療など多職種の関係機関が連携を図り、住み慣れた地域において最後まで生活できるような地域づくりについて、住民への啓発を目的に研修会を開催します。			●				●		長寿支援課
7	一般介護予防事業	パンフレットの配布や講演会等を行い、介護予防に対する意識を高められるよう啓発します。			●				●		長寿支援課
8	認知症カフェ	認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるよう、居場所づくり、相談の場等とするとともに、地域住民が認知症について正しく理解を深めることができるよう開催します。			●			●	●		長寿支援課
9	家族介護者交流会	交流会を開催し、家族の介護負担の軽減を図るとともに、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。			●			●	●		長寿支援課
10	障害者等理解促進啓発研修	障害のある人も安心して地域生活を送るために、障害に対する理解や配慮が促進されるよう研修、啓発を行います。			●						健康福祉課
11	地域人権啓発活動活性化事業	性別や障害の有無、国籍等にかかわらず全ての人の人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。			●			●	●	●	健康福祉課
12	消費生活出前講座	消費者被害やトラブルにあわないよう、消費生活知識の啓発活動を行います。			●			●	●	●	町民生活課
13	町民福祉講座	地域福祉の推進、地域共生社会に向けた取組や地域づくりについて、住民への啓発を目的に講演会等を開催します。			●			●	●	●	社会福祉協議会
14	地域福祉笑楽校	行政区や団体・グループなどの身近な範囲で、ふくしをテーマとした学習会や交流の場づくり等を行う際、企画支援や講師等の調整を行います。			●			●	●	●	社会福祉協議会

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
基本施策(4) 生きることの促進要因への支援											
1	生活における困りごと相談	生活における困りごとを、それぞれの相談窓口(子育て、DV、健康、介護、住まい、生活困窮等)において相談対応し、関係機関と連携を図りながら問題解決に向けた支援につなげます。				●		●	●	●	全課
2	精神保健相談	精神科医による相談事業を実施し、うつ病、認知症等の精神疾患を早期発見、又は適切な治療及びケアに結びつけ、その疾病の発生予防または重症化予防につなげます。				●		●	●		健康福祉課
3	生活困窮者自立相談支援事業	生活や仕事等の困りごとや悩みに対する相談を受け、社会的経済的自立を目指し支援を行います。				●				●	健康福祉課 生活困窮者自立相談支援センター
4	健康相談・家庭訪問	心身の健康や介護等の個別の相談に応じ、家庭訪問等で状況を把握し、関係機関と連携を図りながら安心安全に家庭生活を継続できるよう支援します。				●		●	●	●	健康福祉課 長寿支援課
5	新生児訪問における産後うつ等スクリーニングの実施	出産後間もない産婦は、産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングを実施し、初期段階での支援につなげます。				●		●			健康福祉課
6	各種がん検診・健康診査	各種がん検診・健康診査を行い、生活習慣病の予防や重症化予防、早期発見・早期治療につなげ、健康寿命の延伸を目指します。				●		●			健康福祉課
7	職員健康診査	職員健康診査を実施し、職員の健康の保持、増進を図ります。				●		●			総務課
8	ストレスチェック	ストレス状況について検査を行い、自分自身のストレス状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、集団的分析により職場環境の改善につなげるように取組みます。				●		●			総務課
9	職員のこころの相談事業	こころのケアが必要な職員が発生した場合、または大きなストレスを生じた時等、相談ができる体制を確保し、職員のこころの健康づくりを図ります。				●		●			総務課
10	民生委員・児童委員による活動	地域生活で困難を抱えている社会的弱者の相談に応じ、必要な援助を行い、関係機関に支援をつなぐよう活動します。				●		●	●	●	健康福祉課
11	障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の相談に応じて、情報・助言の提供を行うとともに、生活全般を見据えた支援につながるよう関係機関との情報共有体制の構築等を図ります。				●					健康福祉課
12	日中一時支援事業	障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行い、障害者家族の介護負担軽減を図ります。				●					健康福祉課

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
13	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供し、精神障害者や社会参加に向けた訓練ができない方の社会との交流や日中活動を支援します。				●					健康福祉課
14	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民により構成される団体が自発的に 行う、交流会活動や見守り活動等により、共生社会の実現を図ります。				●					健康福祉課
15	障害児福祉サービス事業	障害児が、集団生活適応訓練や社会交流の訓練、社会交流の提供等身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備し、健やかな成長と自立支援を図ります。				●					健康福祉課
16	虐待防止の対応	子どもや高齢者等の虐待及びDVの防止や早期発見に努め、関係機関との連携体制を強化し、当事者への適切な支援を行います。				●	●	●	●		健康福祉課 長寿支援課 子ども家庭課
17	人権相談	生活上の相談や人権に関わる相談等に応じ、内容により適切な相談機関につなぐよう取組めます。				●		●	●	●	健康福祉課
18	ふくし総合相談事業	ふくしなんでも相談及び生活相談や無料法律相談、フードバンク事業等により相続、損害、多重債務、家族問題などの生活上の困りごとに対する相談、支援を行います。				●				●	社会福祉協議会
19	生活資金の貸付制度	低所得世帯、障害者や高齢者が属する世帯に対し、生活の安定と経済的自立を図るよう資金の貸付や必要な相談支援を行います。				●				●	宮城県 社会福祉協議会
20	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的・精神障害者等の円滑な福祉サービス利用援助と適切な金銭管理等を行い、日常生活における生活支援を行います。				●		●	●	●	宮城県 社会福祉協議会
21	消費生活相談	消費者被害やトラブル等の解決、救済につなげるよう相談対応します。				●				●	町民生活課
22	包括的支援事業	地域包括支援センターが中核的拠点となり、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態等を幅広く把握し、相談を受けることで必要な支援を行い自立支援につなぎます。	●			●			●		長寿支援課
23	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアマネジメントに基づき行う介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業等により、要介護の予防又は要介護状態等の軽減等を図り、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう支援します。				●			●		長寿支援課
24	配食サービス事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配することにより、安否確認と地域における高齢者支援の体制づくりを図ります。				●			●		長寿支援課 社会福祉協議会
25	徘徊高齢者家族支援事業	認知症高齢者が、屋外で徘徊した際に、所在位置の情報を伝えるサービスを提供し、介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続を支援します。				●			●		長寿支援課

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
26	ひとり暮らし老人等見守り支援事業	虚弱なひとり暮らし高齢者等に、家庭内での急病等緊急に救援を要請できる緊急通報システムを設置することにより、安心して地域生活を送れるよう支援します。	●			●			●		長寿支援課
27	安心生活支援事業あんしんネットワーク	高齢者をはじめ支援を必要とする方を日常的に地域の協力者が見守りすることにより、安心して地域生活を送れるよう支援します。				●		●	●	●	長寿支援課 社会福祉協議会 地区社会福祉協議会
28	高齢者外出支援事業	歩行困難な高齢者の通院等の外出を支援し、病状悪化防止や閉じこもりを予防し、住み慣れた地域における生活維持を支援します。				●			●		長寿支援課 社会福祉協議会
29	認知症初期集中支援チーム運営	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、課題検討や支援を包括的集中的に行う認知症初期集中支援チームを置き、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整えます。				●			●		長寿支援課
30	ひとり暮らし高齢者交流事業	75歳以上の一人暮らし高齢者同士の交流と社会参加、引きこもり予防の推進を図ります。				●			●		社会福祉協議会
31	老人クラブ支援事業	高齢者の知識と経験を生かした生きがいづくりと健康づくりが図られるよう老人クラブの活動による社会活動や社会参加を支援します。				●			●		長寿支援課
32	生涯学習講座事業	憩いの場や住民同士の交流の場となる地区コミュニティセンターを拠点として、教室、講座等学習活動を行います。				●		●	●		まちづくり推進課
33	子育て支援センター事業	子育て支援情報の提供や、気軽に育児相談ができる窓口として子育て支援センターを運営し、育児や子育てをしている家族の支援に取組めます。				●		●			子ども家庭課
34	ひとり親家庭交流事業	ひとり親家庭同士の交流事業を通して、子育て家庭の支援や居場所づくりを図ります。				●	●	●			社会福祉協議会
35	児童館運営事業	共働き世帯等の児童が利用する放課後児童クラブの生活指導や子育て中の親同士の交流の場を提供により、親子の居場所づくりや健全育成を図ります。				●	●	●			子ども家庭課
36	地域子ども交流事業	駅東地域交流センターの施設等を活用して、子育て中の親子同士の交流の場を提供し、親子の居場所づくりや健全育成を図ります。				●	●	●			社会福祉協議会 まちづくり推進課
37	商工振興事業	町内商工業者の育成及び経営改善を促進するよう遠田商工会等へ支援を行います。				●		●			産業振興課
38	権利擁護事業	成年後見制度の活用や老人福祉施設への措置、消費者被害の防止等、関係機関との連携体制を強化し、当事者への適切な支援を行います。	●		●	●			●	●	長寿支援課

	事業名	取組の内容	基本施策					重点施策			担当課 関係機関
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と 周知	生きる ことの 支援	児童 生徒の 教育	働き 盛り 世代	高齢 者	生活 困窮 者	
基本施策(5)児童生徒のSOSの出し方教育											
1	いじめ防止・不登校対策事業	各学校が取組む情操教育等いじめを未然に防ぐ対策や、毎月定期的にいじめや不登校の状況調査を実施し、状況に応じた適正な対処等の取組により、いじめ防止や不登校対策を講じます。					●				教育総務課 各小中学校
2	青少年教育相談員・スクール ソーシャルワーカーの配置	教育相談の実施や電話相談窓口の周知のほか、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校生活やこころの健康等に関する相談をしやすい体制を整備します。					●				教育総務課 各小中学校
3	福祉教育推進事業	家庭・学校・地域が相互連携のもと体験活動等を通じて、ふくしと防災について学びを深めます。					●				社会福祉協議会
4	高齢者生活支援体験事業	地域の高齢者と交流や暮らしのお手伝等(生活支援)の体験活動を通じて、支え合いの地域づくりや共生社会の啓発を図ります。					●				社会福祉協議会
5	人権の花運動	小学校に花の植栽を行い、人権啓発の看板等を設置し人権意識を高めるよう取組みます。					●				健康福祉課
6	デートDV等関係リーフレット配 布	デートDV等に関するリーフレットを配布し、良好なコミュニケーションを身につけ、暴力や危険を回避する方法や相談機関の周知を図ります。					●				教育総務課 宮城県
7	地域の安全確保事業	町内全小学校の新入生に対して防犯ブザーを贈呈し、防犯対策の向上と地域で見守りあう意識の啓発を図ります。					●				社会福祉協議会

○自殺対策基本法

(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行う

ものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び

啓発の推進並びに相談体制の整備，事業主，学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は，前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては，大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は，当該学校に在籍する児童，生徒等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，当該学校に在籍する児童，生徒等に対し，各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発，困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童，生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は，心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう，精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備，良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備，身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保，救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保，精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理，保健福祉等に関する専門家，民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は，自殺をする危険性が高い者を早期に発見し，相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は，自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう，自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は，自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう，当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は，民間の団体が行う自殺の防止，自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため，助言，財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。